

## 申請書等における性別記載欄見直しの方針（案）

本市では、「第3次伊達市男女共同参画プラン」に基づき、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らしていけるまちづくりを推進しています。

一方、市の手続き等において、性自認と異なる性を書類に記入することの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるため手続きの際に再確認されること等、精神的な苦痛を感じる方が存在しており、市の申請書等における性別記載欄を見直す必要があります。

本指針は、性別記載欄の見直しを行うにあたっての判断基準や記載方法などの考え方を示すため策定するものです。

### 1 対象となるもの

各課等が所管する各種様式で以下に該当するもの

- (1) 市民・事業者・職員等に性別の記入を求めるもの（申請書、届出書、報告書、アンケート等）
- (2) 市民・事業者・職員等に性別を記載して交付するもの（証明書、通知書、許可証等）

### 2 性別記載に関する基本方針

- (1) 性別記載に業務遂行上必要性がある場合を除き、性別記載欄を設けないこととする。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等に基づいて作成した様式等を使用する場合など、市の裁量の余地がない場合は除く。

#### 【性別記載に業務遂行上必要性がある場合】

- ・ 統計上、収集する必要がある場合  
（性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のため必要なとき）
- ・ 医療上、収集する必要がある場合  
（検診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき）
- ・ 性別により配慮又は対応を区別する必要がある場合  
（休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき）
- ・ 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合  
（手続き上、戸籍上の性別情報が必要なとき）
- ・ 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合  
（様々な活動に参画する機会の性別による差の改善や、男女の参画機会の現状把握に必要なとき）
- ・ そのほか、業務上必要とする合理的な理由がある場合

(2) 性別記載に業務遂行上必要性がある場合についても、可能な限り次のように取り扱う。

- ①性別の記載を自由記載にする。
- ②「男・女」以外の選択肢として、「その他」や「回答しない」等を加える。  
 ※その他：男女二択では選べない場合の選択肢  
 回答しない：回答しない、したくない場合の選択肢
- ③戸籍上の性別を記入する旨追加する。

①記載例	性別（            ）※答えたくない場合は記入不要です
②記載例	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他 ※自認する性をご回答ください。
③記載例	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 ※戸籍上の性別をご回答ください。

### 3 本方針の運用

(1) 新たに作成する様式等について

今後新たに作成する各種様式等については、「2 性別記載の基準」により、性別記載欄の必要性を判断する。

(2) 現在運用中の様式等について

「2 性別記載の基準」により、可能な限り早急に性別記載欄の削除に努めるものとする。  
 性別欄削除までの手続きに期間を要する場合は、性別記載欄に斜線を引く、記入を求めない等、運用上の取り扱いによる対応に努める。